

松 山 大 学 論 集
第 32 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 2 1 年 2 月 発 行

日本の多国籍企業における国際課税への対応

岩 崎 瑛 美

日本の多国籍企業における国際課税への対応

岩 崎 瑛 美

1 はじめに

本稿の目的は、わが国多国籍企業が、国家間の税制の抜け穴を利用した租税回避を戦略的に実施し（以下、国際税務戦略）、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化しているかどうかを明らかにすることである。

近年、米国多国籍企業が、税制の抜け穴を利用した租税回避を行うことにより、企業グループの税負担を軽減する問題である「税源侵食と利益移転」（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）が生じている。この BEPS 問題に対処するために、OECD は BEPS プロジェクトを実施しており、2015 年には、BEPS プロジェクトの最終報告書が公表された。OECD 加盟国及びその他 G20 メンバー 8 カ国それぞれが既存の国際課税ルールを見直し、必要性を検討したうえで国内法の改正を実施すると考えられる。すでに、わが国では、国際的な二重非課税に対応するために、平成 27 年度税制改正によって、外国子会社配当益金不算入制度が改正されている。

先行研究においても、多国籍企業が内国企業よりも税負担を軽減する傾向にあることが明らかになっている（Rego 2003; 大沼 2015）。しかし、わが国の税務専門家は、別段の定めがない限り、会計処理と税務処理を一致させるべきであると考えられる傾向がある（鈴木 2013, 293 頁）。つまり、これは企業の税務処理を請け負うわが国の税務専門家が、税制の抜け穴を利用した税負担の削減を行わない傾向にあることを意味している。

そこで、本稿では、わが国に親会社を有する多国籍企業（以下、わが国多国

籍企業)が、税制改正の影響に対処し、国際税務戦略を行っているかどうかを検証する。わが国多国籍企業が国際税務戦略を行っているならば、それらの企業の特徴及び税務行動を明らかにすることで、企業の税務計画や政策立案に有用な情報を提供することができ、税務会計研究に貢献すると考えられる。

本稿では、次のように検討する。まず、第2節では、わが国多国籍企業の国際税務戦略に関する先行研究を示し、仮説を構築する。第3節では、被説明変数、説明変数及びコントロール変数を検討し、モデルを示す。第4節では、分析結果を示し、最後に、第5節で結論とする。

2 背景と仮説

2.1 所有権構造の変化の要因

本稿では、わが国多国籍企業が国際税務戦略を実施しているかどうかを明らかにするために、外国子会社配当益金不算入制度に焦点を当てる。

わが国の外国子会社配当益金不算入制度は、平成21年度税制改正時に導入された。平成21年度税制改正前は、源泉税に外国税額控除を適用することで、外国子会社からの受取配当等に係る源泉税率の違いによって企業の税負担割合に違いが生じることはなかった。しかし、平成21年度税制改正後、内国法人は、従来、外国で環流させていた資金を、外国子会社からわが国企業へ配当することで、剰余金の配当等の額の95%相当額を益金不算入とすることが可能となった。また、外国子会社配当に係る源泉税については、内国法人の所得の計算上損金の額に算入できず(法人税法第39条の2)、外国税額控除(法人税法第69条)も適用することができなくなることから、源泉税率の違いによって税コストが生じるようになった。

その後、平成27年度税制改正では、内国法人が外国子会社から受ける配当等の全部又は一部が外国子会社の本店等において、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その剰余金の配当等の額は外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度を適用できず、益金に算入

されることとなった（法人税法第23条の2第2項第1号）。

これは、OECD（経済協力開発機構）の「BEPS 行動計画2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化」の勧告を踏まえた、二重非課税を防止するための国内法の改正である。ここで、内国法人が外国子会社から受ける配当等の全部又は一部が外国子会社の本店等において、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することができるのは、オーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社からの利子配当等である（今村2016）。

この場合におけるその剰余金の配当等に係る源泉税は、損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とすることができる。なお、平成27年度税制改正は、平成28年4月1日以降に開始する事業年度において適用されるが、経過措置により、平成28年4月1日において有する外国子会社の剰余金の配当等を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において受ける場合には、平成27年度税制改正以前と同様の取扱いとされる。

つまり、オーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社からの利子配当等に対して益金不算入制度を適用できない場合には、その剰余金の配当等に係る源泉税は、損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とすることができる。したがって、平成27年度税制改正により、オーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社

表1 外国子会社配当益金不算入制度の改正点

	平成27年税制改正前	平成27年税制改正後
外国子会社配当益金不算入	剰余金の配当等の額の95%相当額を益金不算入	外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合、その剰余金の額は益金の額に算入する
外国子会社からの配当に係る源泉税	損金の額に算入できず、外国税額控除の対象とならない	損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とする

からの利子配当等に対しては、外国子会社配当益金不算入制度の取扱いの変更により、平成21年度から平成27年度の間、外国子会社配当に係る源泉税が税コストとなっていたのに対して、平成28年度以降は税コストとならなくなった。

そこで、本稿では、平成27年度税制改正による企業の所有権構造の変化を分析することで、税制改正に対処し、わが国多国籍企業が戦略的に税負担を軽減しているかどうかを検証する。

2.2 先行研究

外国子会社配当に係る源泉税に関する先行研究は、Mintz and Weichenrieder (2010)、Lewellen and Robinson (2013)、Dyreg et al. (2015) 及び Iwasaki (2018) である。

Mintz and Weichenrieder (2010) は、実証的な手法で外国子会社配当に係る源泉税を検証することにより、ドイツの多国籍企業が持株会社を設置する動機、ならびに第3国に法人を設置する税務動機を分析した。そこで、1989年から2001年のドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) の海外直接投資のデータを用いている。分析の結果、相手国から親会社への配当に係る源泉税率が高い場合には、配当に源泉税が課されない場合よりも、第3国の導管会社¹⁾を通して保有される確率がかなり高くなることが明らかになった。このことから、導管会社は、相手国と租税条約を締結している国に所在することにより、生じる源泉税を引き下げていると考えられる。したがって、源泉税が国際的な企業の所有権構造に対して重要な要因となっていることが示唆されている。

Lewellen and Robinson (2013) は、取引コスト、税、収用リスクなどの要因が、米国多国籍企業の所有権構造にどのような影響を及ぼしているのかを検証した。彼らの研究の目的は、複雑な企業内のブラックボックスを明らかにするこ

1) 導管会社とは、実際の事業活動を行わずに税金を回避することを目的として設けられるものである。

とによって、企業内部の所有権構造を決定する要因を明らかにすることであった。そこで、公的に利用可能なアメリカ合衆国商務省経済分析局（Bureau of Economic Analysis: BEA）から1994年、1999年、2004年及び2009年のデータを入手している。入手した米国多国籍企業サンプルは1,354、外国法人サンプルは47,371であった。

分析の結果、いくつかの異なる税務動機が存在が明らかになった。まず、中間子会社（owner-subsidiaries²⁾は、統計的に有意に法定税率の低い国に所在しており、法定実効税率も低くなる傾向が見られた。彼らは、このような中間子会社が、タックスヘイブン、もしくは本国への配当にかかる源泉税率が低くなる国に所在していることを明らかにしている。

加えて、国家間の地域的距離尺度とともに言語、植民者及び宗教をダミー変数として考慮し、国家間の経済連携、税及び投資契約などの要因と子会社間の所有権との関係についても検証している。その結果、経済連携を締結し、地理的に近く、共通の公用語、共通の宗教、そして共通の植民者である国の場合、所有権を保有する可能性が高いことも明らかにしている。また、低税率国に所在する中間子会社が、高税率国に所在する派生子会社³⁾に対して株式投資を行うことが示唆された。これは、高税率国に所在する派生子会社から低税率国に所在する中間子会社に対して、利子やロイヤリティを移すことで税負担を軽減することができることに起因する。さらに、二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty: BIT⁴⁾も所有権の保有と統計的に有意な関係があり、特に、採用のリスクが高まるような資産を多く保有する子会社にとって二国間投資協定が重要であることが示唆された。

Lewellen and Robinson（2013）の研究を補う形で行われた研究がDyreng et al.（2015）である。彼らは、税、国の腐敗及び外国直接投資のリスクが、米国多

2) 中間子会社は、親会社が直接所有する子会社を意味する。

3) 中間子会社から派生した子会社を意味する。

4) 海外投資に関する規制をできる限りなくし、投資を自由に行える環境を整え、投資家及び投資財産を保護する協定である。

国籍企業の世界的株式サプライチェーンに影響するかどうかを研究している。彼らの研究の目的は、米国多国籍企業が、米国親会社とステークホルダーに対して利益を分配する際、税務上効果的に送金することができる全世界株式サプライチェーンを戦略的に構築しているかどうかを検証することであった。したがって、米国多国籍企業による利益移転を研究することを目的としていない。

彼らは、少なくとも2カ国に外国子会社を有するサンプルを入手するために、Orbis (Bureau van Dijk) の所有権データを用いており、最終米国親会社のサンプル数は916企業・年、末端子会社のサンプル数は25,044企業・年であった。

分析の結果、米国多国籍企業は、末端事業国と米国間の配当に関して比較的高い源泉税が課される時、米国企業が外国中間子会社を用いることを明らかにしている。その際、米国親会社と末端子会社間に外国中間子会社を設けることによって、末端国から米国への配当に係る源泉税が減少するとき、国際的な租税回避国として有名であるオランダのような国が外国中間子会社の所在地として選択されていることを見つけている。しかし、流動性のある無形資産を多く保有する企業においては、利益移転が容易であることから、配当に係る源泉税の重要性は低下した。また、末端事業子会社国における腐敗及び投資リスクが比較的高い場合にも、米国企業が外国中間子会社を用いることを明らかにしている。

Iwasaki (2018) は、わが国多国籍企業において、税及び税以外の特性が、企業全体の組織構造に及ぼす影響に焦点を当て検証した。そこで、少なくとも2カ国に外国子会社を有するサンプルを入手するために、Orbis (Bureau van Dijk) の所有権データを用いており、最終日本親会社のサンプル数は1,664社、末端子会社のサンプル数は104,817社であった。

分析の結果、末端子会社国からわが国への配当に係る源泉税率が高くなる時、わが国親会社は、末端子会社との間に第3国に所在する中間子会社を用いる傾向があることが明らかになった。これは、末端子会社からわが国親会社への配当に係る源泉税率が高い場合でも、末端子会社国及びわが国それぞれと租

税条約を締結している国に中間子会社を設けることにより、全体として係る源泉税が低下することを示唆する。また、税以外の特性として、末端子会社が腐敗している国に所在する場合や投資リスクが高い場合にも、わが国親会社と末端子会社との間に第3国の中間子会社を用いていることが明らかになっている。このことから、外国での事業を行う場合、企業は税以外の投資リスクや経済環境を考慮し、子会社所在地国を選択していることが示唆されている。

2.3 仮説の導出

先行研究によって、末端子会社国から本国への配当に係る源泉税率が高い場合、親会社は、末端子会社との間に第3国に所在する中間子会社を用いる傾向があることが明らかになった (Dyreg et al. 2015 ; Lewellen and Robinson 2013 ; Mintz and Weichenrieder 2010)。さらに、日本の多国籍企業を検証した Iwasaki (2018) においても、同様の結果が示唆されている。したがって、わが国多国籍企業は、税コストとなっていた源泉税を最小化するために、企業の所有権構造を形成していたと考えられる。

しかし、平成27年度税制改正により、オーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社からの利子配当等に対して益金不算入制度を適用できない場合には、その剰余金の配当等に係る源泉税は、損金の額に算入する、もしくは外国税額控除の対象とすることができるとされた。このことから、オーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社からの利子配当等に対しても、平成21年度から平成27年度の間は、外国子会社配当に係る源泉税が税コストとなるため、末端子会社国から本国への配当に係る源泉税率が高い場合、わが国親会社は、親会社と末端子会社との間に第3国に所在する中間子会社を用いている可能性がある。一方で、平成28年度以降は、二重非課税となっていたオーストラリア子会社からの償還優先株式に係る優先配当やブラジル子会社からの利子配当等に対して益金不算入制度を適用できず、源泉税が税コストとなくなったため、親会社と末端子

会社との間に第3国に所在する中間子会社を用いる可能性が低下するだろう。

そこで、平成27年度税制改正による企業の所有権構造の変化を分析することで、わが国多国籍企業が戦略的に企業の所有権構造を変化させ、国際的に税負担を軽減させているかどうかを検証するために、次の仮説を立てる。

仮説1：平成27年度税制改正以降、日本親会社は、第3国の中間子会社を利用する傾向が低下する。

3 リサーチデザイン

本節では、仮説を検証するために、平成27年度税制改正以降、わが国多国籍企業が所有権構造を変化させているとして、次の(1)式についてロジスティック回帰分析を行う。(1)式における、 i は企業、 j は国を表す。

$$\begin{aligned} \text{HOLDCO_FOR}_{i,j} = & \beta_0 + \beta_1 \text{YEAR}_j + \beta_2 \text{WH_TO_JP}_j + \beta_3 \text{CORRUPTION}_j \\ & + \beta_4 \text{INVESTRISK}_j + \beta_5 \text{JP_TREATY}_j \\ & + \beta_6 \text{CORPORATE}_{j+\varepsilon_{i,j}} \end{aligned} \quad (1)$$

表2の変数の説明で示すように、被説明変数の *HOLDCO_FOR* は、末端子会社が、日本及び末端子会社国以外の国に所在する中間子会社によって保有されているならば1、それ以外は0とするダミー変数である。これは、わが国多国籍企業が税及び税以外の特性を考慮して、企業の組織構造を形成しているかどうかを表す変数である。

次に、説明変数である *YEAR* は、2017年3月27日にアップデートされたデータであれば1、それ以外は0とするダミー変数である。企業が平成27年度税制改正によって、企業の組織構造を変化させているならば、負の関係になると予測する。なお、平成27年度税制改正が適用されるのは、平成28年4月1日以降に開始する事業年度であることから、2017年3月27日にアップデート

表2 変数の説明

変数	変数の定義	符号の予測
<i>HOLDCO_FOR</i>	末端子会社が、日本及び末端子会社国以外の国に所在する中間子会社によって保有されているならば1、それ以外は0	
<i>YEAR</i>	2017年3月27日にアップデートされたデータであれば1、それ以外は0	-
<i>WH_TO_JP</i>	末端子会社国からわが国への配当に係る源泉税率	+
<i>CORRUPTION</i>	末端子会社国における腐敗スコア	-
<i>INVESTRISK</i>	わが国と末端子会社国間で二国間投資協定もしくは経済連携協定を締結していれば1、それ以外は0	-
<i>JP_TREATY</i>	わが国と末端子会社国間に租税条約を締結していれば1、それ以外は0	-
<i>CORPORATE</i>	末端子会社国における法人税率	-

されたデータを1としている。

コントロール変数は、*WH_TO_JP*、*CORRUPTION*、*INVESTRISK*、*JP_TREATY* 及び *CORPORATE* である。

WH_TO_JP は、末端子会社国からわが国へ直接配当したと仮定した場合の源泉税率である。企業は、末端子会社国からわが国への配当に対する源泉税が高い場合、日本親会社とその末端子会社との間に外国中間子会社を設けるならば、正の関係になると予測する。

CORRUPTION は、末端子会社国における腐敗スコアである。この腐敗スコアは、小さいほど腐敗していることを表すため、末端子会社国が腐敗しているほど、外国中間子会社を用いるならば、負の関係になると予測する。

INVESTRISK は、わが国と末端子会社国間で二国間投資協定もしくは経済連携協定を締結していれば1とする。したがって、末端子会社との投資リスクが高いほど、外国中間子会社を用いるならば、負の関係になると予測する。

JP_TREATY は、わが国と末端子会社国の間に租税条約を締結していれば1、それ以外は0とするダミー変数である。租税条約を締結していれば、配当に係る源泉税率が低くなることから外国中間子会社を用いる必要性が低下する。し

たがって、租税条約を締結していれば、負の関係になると予測する。なお、わが国と租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる、情報交換協定）⁵⁾ もしくは税務行政執行共助条約⁶⁾ のみを締結している国は対象としない。

CORPORATE は、末端子会社国における法人税率である。税負担を削減するための手段として、企業が法人税率の低い国に子会社を設けることも考えられる。そのため、国家間の法人税率の違いが、子会社の所在地国選択に影響することを避けるために、法人税率をコントロールする。したがって、法人税率が低いほど、外国中間子会社を用いるならば、負の関係になると予測する。

4 分析結果

4.1 サンプル

表3は、サンプルセレクションを示したものである。データは、Bureau van Dijk社の2016年3月21日及び2017年3月27日にアップデートされたOrbisオーナーシップデータから入手した。各国の源泉税率及び法人税率は、EY Advisory & Consulting Co., Ltd. がウェブ上で公表している2016 Worldwide Corporation Tax Guide⁷⁾ 及び2017 Worldwide Corporation Tax Guide⁸⁾ から入手した。また、腐敗スコア⁹⁾ は、TRANSPARENCY INTERNATIONAL¹⁰⁾ から入手した。直接投資リスクについては、わが国と末端子会社国間における二国間投資協定締結の有無を経済産業省ホームページから入手した。さらに、わが国

5) 一方の締結国が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にする法令及び行政上の手続きである。情報とは、事実、記述又は記録であり、具体的には、銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者が有する情報である（租税に関する情報の交換のための日本国政府とパナマ共和国政府との間の協定）。

6) 締結国は、租税に関する事項について相互に行政支援を行う。行政支援は、情報交換、徴収における支援、文書の送達である。締結国は、影響を受ける者が締結国の居住者若しくは国民であるか又は締結国以外の国の居住者若しくは国民であるかにかかわらず、行政支援を行う（租税に関する相互行政支援に関する条約）。

7) <http://www.ey.com/gl/en/services/tax/worldwide-corporate-tax-guide---country-list>（最終閲覧日：2017年5月17日）。

8) <http://www.ey.com/gl/en/services/tax/worldwide-corporate-tax-guide---country-list>（最終閲覧日：2019年3月11日）。

と諸外国間における二国間租税条約締結の有無については、財務省ホームページから入手した。

表3 サンプルセクション

データの入手可能な全日本企業	132,008
金融・証券・保険に属する企業	(26,546)
外国子会社に対する直接または総合所有比率が25%未満の企業	(101,730)
日本親会社数	3,732
日本親会社が有する全子会社数	984,911
日本親会社が有する子会社の所在地が日本のみ、もしくは、子会社の所在地が日本と日本以外の特定の1ヵ国のみである場合の子会社	(148,847)
日本親会社が、末端子会社との間に子会社を有さない場合の子会社	(123,125)
日本親会社と末端子会社国間に存在する中間子会社	(127,586)
末端子会社の所在地が日本である場合の子会社	(360,484)
分析に必要なデータが得られない子会社	(2,083)
末端子会社数	222,786

サンプルは、2016年3月21日及び2017年3月27日更新のOrbisオーナーシップデータから全日本企業を抽出すると、132,008企業・年であった。そこから、金融・証券・保険に属する企業を除くと、105,462企業・年となった。そして、法人税法23条の2第1項において、外国子会社は、内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資の総額又は

9) 腐敗認識指標 (The Corruption Perception Index: CPI) であり、世界各国のパブリックセクターにおける腐敗度を測定するために使用される複合指標である。腐敗している国の人々は、警察や司法などの公的機関を信頼できずに悩まされている。たとえ、腐敗防止法が制定されていたとしても、実際には守られないことが多い。人々は、国家経済の資金の不正流出によってサービスが損なわれることで、賄賂や強奪に直面する。このような状況で腐敗が起こる。腐敗していない国は、報道の自由さ、公的支出に関する情報へのアクセス、公務員に対する誠実性の強化、独立した司法制度をもつ傾向がある。

10) https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016 (最終閲覧日: 2017年4月6日)。https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017 (最終閲覧日: 2019年3月11日)。

総額の100分の25以上に相当する数又は金額となっているその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいうとされていることから、親会社の出資比率が25%以下の出資先・子会社を除くと、3,732企業・年であった。

この日本親会社が有する全世界子会社は、984,911企業・年であった。そこから、日本親会社が日本子会社のみ、もしくは、日本子会社と特定の1カ国に所在する外国子会社を有するサンプルを除いている。さらに、日本親会社が、末端子会社との間に子会社を有さないサンプルも除いている。そして、中間子会社及び末端子会社の所在地国が日本であるサンプルを除いている。最後に、分析に必要なデータが得られないサンプルを除くと、222,786企業・年であった。

4.2 記述統計量

本節では、異常値による分析結果への影響を緩和するために、分析に用いる変数の上下1%を置換している。表4は、記述統計量を示したものである。

末端子会社が、日本及び末端子会社国以外の国に所在する中間子会社によって保有されている場合 (*HOLDCO_FOR*) の平均値 (中央値) は、0.27 (0.00) である。2017年3月27日にアップデートされたデータであり、平成27年度税制改正後 (*YEAR*) の平均値 (中央値) は、0.53 (0.10) である。末端子会

表4 記述統計量

変数	平均値	標準誤差	p25	中央値	p75
<i>HOLDCO_FOR</i>	0.27	0.44	0.00	0.00	1.00
<i>YEAR</i>	0.53	0.50	0.00	0.10	0.10
<i>WH_TO_JP</i>	0.16	0.11	0.10	0.10	0.30
<i>CORRUPTION</i>	57.53	19.13	40.00	56.00	75.00
<i>INVESTRISK</i>	0.50	0.50	0.00	1.00	1.00
<i>JP_TREATY</i>	0.96	0.20	1.00	1.00	1.00
<i>CORPORATE</i>	0.26	0.08	0.20	0.25	0.30

表5 相関係数

	<i>HOLDCO_FOR</i>	<i>YEAR</i>	<i>WH_TO_JP</i>	<i>CORRUPTION</i>	<i>INVESTRISK</i>	<i>JP_TREATY</i>	<i>CORPORATE</i>
<i>HOLDCO_FOR</i>	1.00						
<i>YEAR</i>	-0.02***	1.00					
<i>WH_TO_JP</i>	-0.01***	0.03***	1.00				
<i>CORRUPTION</i>	0.02***	0.01***	0.45***	1.00			
<i>INVESTRISK</i>	-0.10***	0.06***	-0.52***	-0.64***	1.00		
<i>JP_TREATY</i>	-0.06***	0.05***	0.05***	0.13***	0.11***	1.00	
<i>CORPORATE</i>	-0.14***	-0.06***	0.61***	0.22***	-0.31***	0.07***	1.00

(注) ***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で統計的に有意であることを示す(両側検定)。

社国から日本への配当に係る源泉税率 (WH_TO_JP) の平均値 (中央値) は, 0.16 (0.10) である。末端子会社国の腐敗スコア ($CORRUPTION$) の平均値 (中央値) は, 57.53 (56.00) である。末端子会社国の投資リスク ($INVESTRISK$) の平均値 (中央値) は, 0.50 (1.00) である。租税条約を締結している場合 (JP_TREATY) の平均値 (中央値) は, 0.96 (1.00) であり, 末端子会社国の96% は, わが国と租税条約を締結していることがわかる。さらに, 末端子会社の法人税率 ($CORPORATE$) の平均値 (中央値) は, 26% (25%) である。

表4は, ピアソンの相関係数である。各変数間に, 分析に深刻な影響を与えるほどの強い相関は見られない。

4.3 主な分析結果

表6は, (1)式の分析結果を示したものである。 $YEAR$ の係数は -0.100 (z 値 -10.11) であり, 予測に一致し, 統計的に有意に負の値となっている。したがって, 平成27年度税制改正後, 日本親会社が第3国に所在する中間子会社を利用する傾向は低下していると考えられる。

コントロール変数の結果は, 次の通りである。 WH_TO_JP の係数は, 1.138 (z 値18.97) であり, 予測に一致し, 統計的に有意に正の値となっている。

表6 分析結果

	符号	係数	標準誤差	z 値
<i>Intercept</i>		1.428***	0.033	43.33
<i>YEAR</i>	-	-0.100***	0.010	-10.11
<i>WH_TO_JP</i>	+	1.138***	0.060	18.97
<i>CORRUPTION</i>	-	-0.008***	0.001	-22.73
<i>INVESTRISK</i>	-	-0.720***	0.014	-51.74
<i>JP_TREATY</i>	-	-0.243***	0.024	-10.11
<i>CORPORATE</i>	+	-5.956***	0.079	-74.95
<i>Pseudo-rsquare</i>			0.037	

(注) *** は1%水準, ** は5%水準, * は10%水準で統計的に有意であることを示す (両側検定)。

したがって、末端子会社国から日本への配当に係る源泉税率が高くなるとき、わが国親会社は、第3国の外国中間子会社を用いていると考えられる。*CORRUPTION*の係数は、 -0.008 (z 値 -22.73)であり、予測に一致し、統計的に有意に負の値となっている。腐敗スコアが小さいほど、つまり、末端子会社国の腐敗が進んでいるほど、わが国親会社は、第3国の外国中間子会社を用いていると考えられる。*INVESTRISK*の係数は、 -0.720 (z 値 -51.74)であり、予測に一致し、統計的に有意に負の値となっている。したがって、投資リスクが高いほど、わが国親会社は、第3国の外国中間子会社を用いると考えられる。*JP_TREATY*の係数は、 -0.243 (z 値 -10.11)であり、予測に一致し、統計的に有意に負の値となっている。これは、租税条約を締結していれば、配当に係る源泉税率が低くなることから、外国中間子会社を用いる必要性が低下していると考えられる。*CORPORATE*の係数は、 -5.956 (z 値 -74.95)であり、予測に一致せず、統計的に有意に負の値となっている。所得額に対して租税額が占める割合である租税負担割合が20%未満の国に所在する子会社は、その外国子会社の所得を、わが国親会社の所得に合算した上で課税を行う外国子会社合算税制の対象となる。そのため、外国子会社合算税制が適用される企業は、税コストを最小にするために、日本の法人税率¹¹⁾以下で、20%を超える国の中間子会社を用いていた結果を反映していると考えられる。なお、平成29年度税制改正前において、所得に対して課される税負担割合が20%以上であれば、経済実態のない外国子会社の所得は、外国子会社合算税制の適用対象外となっていた(金子 2019)。

4.4 追加分析結果

表7は、末端子会社国をオーストラリア及びブラジルに限定し分析した結果を示したものである。最終サンプル数は、12,232企業・年である。なお、

11) 2016年(平成28年)及び2017年(平成29年)の法人税率は、23.4%である。

サンプルを限定したことにより、相関の高い変数が生じたため、(1)式から *CORRUPTION*、*INVESTRISK* 及び *JP_TREATY* を除き検証した。

YEAR の係数は -0.219 (z 値 -4.10) であり、予測に一致し、統計的に有意に負の値となっている。したがって、4.3 の分析結果と同様に、平成 27 年度税制改正後、日本親会社が第 3 国に所在する中間子会社を利用する傾向が低下していることが示唆された。

その他のコントロール変数については、次の通りである。*WH_TO_JP* の係数は、 0.715 (z 値 3.77) であり、予測に一致し、統計的に有意に正の値となっている。*CORPORATE* の係数は、 -3.765 (z 値 -7.88) であり、予測に一致せず、統計的に有意に負の値となっている。したがって、コントロール変数についても、4.3 と同様の結果が得られている。

表 7 追加分析結果

	符号	係数	標準誤差	z 値
<i>Intercept</i>		-0.093^{***}	0.135	-0.69
<i>YEAR</i>	-	-0.219^{***}	0.053	-4.10
<i>WH_TO_JP</i>	+	0.715^{***}	0.189	3.77
<i>CORPORATE</i>	+	-3.765^{***}	0.478	-7.88
<i>Pseudo-rsquare</i>			0.005	

(注) *** は 1% 水準, ** は 5% 水準, * は 10% 水準で統計的に有意であることを示す (両側検定)。

5 結 論

本稿の目的は、わが国多国籍企業が、国家間の税制の抜け穴を利用した租税回避を戦略的に実施し、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化しているかどうかを明らかにすることであった。

分析の結果、平成 27 年度税制改正後、日本親会社が第 3 国に所在する中間子会社を利用する傾向が低下していることが示唆されている。したがって、わ

が国多国籍企業は、国内の税制改正に対応し、企業の所有権構造を変化させることにより、戦略的に税負担を軽減していると考えられる。

本稿では、わが国多国籍企業が国際的な税務戦略を実施しており、税制改正による影響に対処することで税コストを最小化していることを指摘した点で、税務会計研究に貢献している。しかし、国際的な税務戦略を実施している企業の特徴や具体的な税務行動を明らかにすることはできていない。

謝 辞

本稿は、2018年度に交付を受けた研究活動スタート支援「多国籍企業の税負担削減行動に関する実証研究」の研究成果の一部である。また、本稿は、2020年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。さらに、本稿は、2020年度神戸大学経営学研究科研究員としての研究成果の一部である。

参 考 文 献

- 今村宏嗣 2016 「ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における執行上の問題点」『税大論叢』第87号 1-234頁。
- 大沼宏 2015 『租税負担削減行動の経済的要因－租税負担削減行動のインセンティブの実証分析』同文館出版。
- 金子宏 2019 『租税法〔第23版〕』弘文堂。
- 鈴木一水 2013 『税務会計分析－税務計画と税務計算の統合－』森山書店。
- Dyreg, S., B. Lindsey, and K. Markle. 2015. The effect of tax and nontax country characteristics on the global equity supply chains of U. S. multinationals. *Journal of Accounting and Economics* 59(2) : 182-202.
- Iwasaki, E. 2018. Effects of tax and nontax characteristics on corporate groups' selection of overseas subsidiary locations. *Journal of the Asia Pacific Business & Economics Research Society* 6(1) : 35-48.
- Lewellen, K., and L. Robinson. 2013. Internal ownership structures of U. S. multinational firms. SSRN Scholarly Paper no. ID 2273553. Social Science Research Network, Rochester, NY.
- Mintz, J., and A. Weichenrieder. 2010. The indirect side of direct investment, CESifo. The MIT Press.
- Rego, S. O. 2003. Tax avoidance activities of U. S. multinational corporations. *Contemporary Accounting Research* 20(4) : 805-833.